

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地における人口と世帯数は減少し続けてきましたが、平成15年度以降、横ばいか微増傾向の状態が続いています。これは駅前地区土地区画事業地区において、新たなマンションの建設により人口、世帯が増加しているもので、その他の地域は横ばいか減少傾向になっています。

駅前地区を中心としたまちなかのマンション建設は、平成15年から現在まで6棟、375戸が新たに建設されており、市においても平成13年度から14年度で駅前の大町3丁目に借上市営住宅を導入し、30世帯が入居しています。また、19年度には、弘前駅前北地区土地区画整理事業地内に弘前駅前北地区借上都市再生住宅を導入し、50世帯が入居可能となっています。

土地区画整理事業終了後は居住区画が整備され、居住人口の増加が期待されますが、本計画期間内では、街路等は整備されるものの、住宅建設はまだ始まっていないと予測されます。

(2) 街なか居住の推進を実現する必要がある理由

このような状況から、街なか居住は既に終了した事業により効果が現れているほか、弘前駅前北地区土地区画整理事業においても計画終了後に効果が現れると予測されることから、本計画期間では新たな居住に関する事業を予定しないこととします。

(3) フォローアップの考え方

計画期間内の各年度において、居住の状況について検証を行い、必要な改善等を講じていくこととします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし